平成２４年（フ）第４７号
山形市大字松原1305番地12　19―３
債務者　森　　知美
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
山形地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第６９３号
埼玉県三郷市彦成３丁目８番１―402号
債務者　土浜　利行
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２３年（フ）第７４２号
埼玉県吉川市中井１丁目55番地１　岸波運輸方
債務者　菅原　　明
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２３年（フ）第８４号
北海道北見市柏陽町577番地70　大成ハイツ105号
債務者　平村　美穂
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係
平成２４年（フ）第５７号
埼玉県越谷市宮本町４丁目45番地
債務者　永井　末子
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２４年（フ）第７９号
埼玉県羽生市南羽生２丁目24番地２
債務者　古井　正史
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２４年（フ）第１２号
埼玉県秩父市黒谷1326番地６
債務者　関根のぞみ（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係
平成２４年（フ）第１９号
千葉県銚子市笠上町5866番地の５
債務者　渡辺美保子
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２３年（フ）第２８６号
新潟県柏崎市大字新道496番地21
債務者　佐々木伸之
１　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係
平成２４年（フ）第１２６号
静岡県焼津市上小杉1071番地
債務者　田中　千晴
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第３２４号
北海道石狩市花川南７条１丁目３番地46　サンコート花川102号
債務者　川田　　繁
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第３３０号
札幌市西区八軒６条西９丁目１番18号　香貴３号
債務者　岩谷　昌典
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第３７０号
札幌市豊平区豊平７条10丁目２番１―402号
債務者　田上　秀雄
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第３９２号
札幌市西区平和１条５丁目１番33号　コーポ由紀５号
債務者　司馬　恭代
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第４３５号
北海道恵庭市幸町２丁目11番２号
債務者　根井　　薫
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第４４６号
北海道千歳市文京３丁目23番地の19
債務者　松谷　浩幸
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第４６３号
札幌市東区北43条東12丁目１番１号
債務者　宮下麻衣香
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第４６９号
札幌市北区北35条西３丁目２番28号　リラハイツ101号
債務者　熊谷　充男
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部